

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課等)	二
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	二
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課等)	九
○高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(私学文書課)	一〇
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一〇
○手数料条例の一部を改正する条例	(同)	二七
○ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	(教育庁スポーツ健康課)	三一
○文化財保護条例の一部を改正する条例	(教育庁文化財保護課)	三二
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三二
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	三三
○衛生試験手数料条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	三三
○地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例	(再生可能エネルギー室)	三四
○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(再生可能エネルギー室等)	三四
○県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	三四
○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	三五
○消費生活条例の一部を改正する条例	(消費生活・文化課)	三六

ページ

○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(同)	三七
○犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	三七
○青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(同)	三七
○保健所運営協議会条例を廃止する条例	(保健福祉総務課)	三七

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(保健福祉総務課) 三七

(医療整備課) 三八

○地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(長寿社会政策課) 三八

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(長寿社会政策課) 三八

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(疾病・感染症対策室) 三八

○がん登録情報利用等審査会条例

(子育て支援課) 四〇

○東日本大震災みやぎこども育英基金条例の一部を改正する条例

(障害福祉課) 四〇

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(同) 四〇

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(同) 四〇

○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

(同) 四一

○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(国保医療課) 四一

○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(雇用対策課) 四二

○森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

(農業振興課) 四二

○国土土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

(農村振興課) 四三

○水産技術総合センター使用料条例

(水産業振興課) 四三

○県営住宅条例の一部を改正する条例

(住宅課) 四三

# 条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第一号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十三年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、三三三人」を「四、三二三人」に、「三、八〇一人」を「三、七八一人」に改め、同項第十号中「一八、九三六人」を「一八、九〇一人」に改め、同条第三項中「二六九人」を「二六八人」に、「二、〇九九人」を「二、〇九三人」に、「一、一三六人」を「一、一三〇人」に、「一、一七一人」を「一、一六四人」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第二号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年宮城県条例第六号） 第二条第二項第三号

二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号） 第二条第二項第三号

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第二条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）の一部を次

のように改正する。

第二条第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第二条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

（職員の退職手当に関する条例等の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

一 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号） 第一条  
二 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号） 第一条

三 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号） 第一条

四 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号） 第一条

五 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号） 第一条

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行前にされた職員の勤務成績の評定の状況の報告については、なお従前の例による。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第三号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条の見出しを「（給料表等）」に改め、同条第三項中「人事委員会規則で定める。」を「別表

第五の二に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、人事委員会規則で定める。」に改める。  
別表第五の次に次の一表を加える。

別表第五の二 (第四条関係)

級 別 標 準 職 務 表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1 級	主事又は技師の職務
	2 級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務
	3 級	1 主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務 3 警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 5 中学校又は小学校の事務長の職務
	4 級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う中学校又は小学校の事務長の職務
	5 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の次長又は技術次長の職務 3 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 4 市警察部の課長補佐の職務 5 警察署の課長の職務 6 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務
	6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 4 地方機関の専門監の職務 5 警察本部又は市警察部の課長の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務

		公安職給料表
8 級	1 本庁又は委員会等の事務局の次長 (教育次長を含む。) の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	
9 級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	
10 級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	
1 級	1 巡査の行う職務	
2 級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	
3 級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	
5 級	1 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 市警察部の課長補佐の職務 3 警察署の課長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	
6 級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の課長の職務	
7 級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	
8 級	1 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	

<p>教育職給料表 (一)</p>	9 級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	
	1 級	1 高等学校又は特別支援学校の助教諭, 養護助教諭, 講師, 実習助手又は寄宿舎指導員の職務 2 中等教育学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務	
		2 級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 実習教諭, 実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務 2 中等教育学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務
	特2級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主任教諭の職務	
		2 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
	3 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	
	4 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	
	<p>教育職給料表 (二)</p>	1 級	中学校又は小学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務
		2 級	中学校又は小学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務
		特2級	中学校又は小学校の主任教諭の職務
3 級		中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務	
4 級		中学校又は小学校の校長の職務	
<p>研究職給料表</p>	1 級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	
	2 級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	
	3 級	1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務	
<p>医療職給料表 (一)</p>	4 級	6 警察本部の研究官の職務	
		1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整, 指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整, 指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	
	5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	
		1 級	医師又は歯科医師の職務
	2 級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術補佐の職務	
	3 級	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術補佐の職務	
		4 級	1 規模の大きい, 地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
	<p>医療職給料表 (二)</p>	1 級	栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)の職務
		2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務
			3 級
4 級		1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	
		5 級	1 本庁の技術補佐の職務 2 地方機関の技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う主任主査の職務

6 級	1	地方機関の長の職務
	2	地方機関の技術副所長の職務
	3	地方機関の部長の職務
	4	地方機関の専門監の職務

7 級		困難な業務を行う地方機関の長の職務
-----	--	-------------------

医療職給料表

(三)

1 級		准看護師の職務
2 級		保健師又は看護師の職務
3 級	1	技術主査の職務
	2	困難な業務を行う保健師又は看護師の職務
4 級	1	主任主査の職務
	2	困難な業務を行う技術主査の職務
5 級	1	本庁の技術補佐の職務
	2	地方機関の技術次長の職務
	3	技術主幹の職務
	4	困難な業務を行う主任主査の職務
6 級		地方機関の技術副所長の職務

備考

- 1 この表中「本庁」とは、部制条例(昭和三十五年宮城県条例第四十一号)により設けられた部及び地方自治法(以下この表において「法」という。)第百五十八条第一項の規定により設けられた課室並びに法第七十一条第五項の規定により設けられた出納局及び出納局の下に設けられた課室をいう。
- 2 この表中「委員会等の事務局」とは、法第三十八条第一項に規定する事務局並びに法第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の事務局をいう。
- 3 この表中「地方機関」とは、法第百五十五条第一項に規定する地方事務所、法第百五十六条第一項に規定する行政機関(警察署を除く。)、法第百五十八条第一項の規定により設けられた内部組織のうち本庁に属さないもの、法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十七条第二項に規定する内部組織のうち委員会等の事務局に属さないもの及び同法第三十条に規定する教育機関をいう。
- 4 この表中「警察本部」とは、県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第三十一号)により設けられた部及び警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十四条第一項に規定する警察学校をいう。
- 5 この表中「市警察部」とは、警察法第五十二条第一項に規定する市警察部をいう。

6 この表中「警察署」とは、警察法第五十三条第一項に規定する警察署をいう。



(一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条第二項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。」を「その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合の区分は次の表に定めるとおりとする。」に改め、同項に次の表を加える。

標 準 的 な 場 合		号 俸
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合		一号俸
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合		二号俸
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合		三号俸
特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合		四号俸
特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合		五号俸
極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合		六号俸
極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合		七号俸

べき標準的な場合の区分は次の表に定めるとおりとする。」に改め、同項に次の表を加える。

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正) 第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項中「及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。」を「の号俸をその者の知識経験等の度並びにその者が従事する研究業務の困難及び重要な度に応じて、第二号任期付研究員の号俸をその者の知識経験の度及びその者が従事する研究業務の困難の度に応じて決定するものとし、それらの決定の基準となる

附 則

職 員	標 準 的 な 場 合	第二号任期付研究員
号 俸	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
一号俸	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことの有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
二号俸	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
三号俸	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合
四号俸	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合
五号俸	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合
六号俸	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合
三号俸	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことの有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

（施行期日）



1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第四条第三項の規定を適用した場合においてその者が属することとなる職務の級(以下「新職務の級」という。)が、施行日の前日において第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「旧給与条例」という。)第四条第三項の規定によりその者が属していた職務の級(以下「旧職務の級」という。)より下位の職務の級に属することとなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)については、新給与条例第四条第三項の規定は適用せず、旧給与条例第四条第三項の規定は、当該職員の新職務の級が旧職務の級に達するまでの間、なおその効力を有する。

3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)で、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものについては、新給与条例第四条第三項の規定は適用せず、旧給与条例第四条第三項の規定は、当該職員の新職務の級が旧職務の級に達するまでの間、なおその効力を有する。

4 施行日以降に新たに給料表の適用を受ける職員で、任用の事情等を考慮して前二項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものについては、新給与条例第四条第三項の規定は適用せず、旧給与条例第四条第三項の規定は、当該職員の新職務の級が旧職務の級に達するまでの間、なおその効力を有する。

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校教育学校の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

- 一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)第十条の二第一項第二号
- 二 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)第八条の二第一項第二号

(犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部改正)

第二条 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成十八年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「学校等」の下に「幼稚園、」を、「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「高等専門学校」を削り、「幼稚園」を「高等専門学校」に改める。

(県立都市公園条例の一部改正)

第三条 県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第十一第二号の表宮城野原公園の項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

(総合運動場条例の一部改正)

第四条 総合運動場条例(昭和五十六年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「以下同じ。」を削る。

第十八条第一項中「中学生」の下に「これに準ずる者を含む。以下同じ。」を加える。

別表第三第一号の表宮城県第二総合運動場の項中「及びこれに準ずる者(以下「高校生等」という。)」を「これに準ずる者を含む。以下同じ。)」に、「三〇〇円、高校生等」を「三〇〇円、高校生」に、「二六〇円、高校生等」を「二六〇円、高校生」に、「八二〇円、高校生等」を「八二〇円、高校生」に、「五一〇円、高校生等」を「五一〇円、高校生」に、「高校生等及び中学生」を「高校生」に、「二五〇円、高校生等」を「二五〇円、高校生」に改め、「小学生」の下に「これに準ずる者を含む。以下同じ。」を加え、同表第二号の表宮城県第二総合運動場の項中

「高校生等」を「高校生」に改める。

(ライフル射撃場条例の一部改正)

第五条 ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表ビームライフル・ピストルの項中「及びこれに準ずる者、中学生並びに小学生」を「中学生、小学生及びこれらに準ずる者」に改める。

(美術館条例及び歴史博物館条例の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「以下同じ。」を削る。

- 一 美術館条例(昭和五十六年宮城県条例第二十号)第九条第一項第一号
- 二 歴史博物館条例(平成十一年宮城県条例第二号)第九条第一項第一号

(自然の家条例の一部改正)

第七条 自然の家条例(昭和五十年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。  
別表第一号中「中学生」の下に「及びこれに準ずる者」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第十二条の改正規定(「中学校」の下に「義務教育学校」を加える部分を除く)、第四条中総合運動場条例第十六条第一項第二号の改正規定(「以下同じ。」を削る部分に限る。)並びに第六条中美術館条例第九条第一項第一号及び歴史博物館条例第九条第一項第一号の改正規定(「以下同じ。」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金条例

第一条中「経済的理由によつて修学が困難な高等学校等の生徒及び」を削り、「による被害を受けたことにより就学が困難な幼児、児童又は生徒について教育の機会の確保を支援するとともに」を「により被災した」に、「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金」を「被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金」に改める。

附則第二項中「平成二十八年六月三十日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

○宮城県条例第六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表百十九の四の項の次に次のように加える。

百十九の五 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十七条第一項の規定に基づき登録検査機関の登録を申請する者	申請するとき	十五万円
百十九の六 農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき登録検査機関の登録の更新を申請する者	申請するとき	一万円
百十九の七 農産物検査法第十九条第一項の規定に基づき登録検査機関の変更登録を申請する者	申請するとき	次に掲げる当該変更登録の申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 農産物検査法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係る変更登録を申請する者 三万円 2 農産物検査法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係る変更登録を申請する者 十五万円 3 農産物検査法第十七条第四項第五号の区域の増加に係る変更登録を申請する者 三万円

第二条第一項の表二百一の六の項を削り、同表二百三十の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表二百三十一の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同表二百六十九の二の項中「二万五千七百円」を「四万六千円」に改め、同表二百七十一の五の項中「二万五千七百円」を「三万千円」に改め、同表二百七十一の六の項1中「二の表」を「第二号の表」に、「二万五千七百円」を「三万千円」に改め、同項2中「三の表」を「第三号の表」に、「介護保険制度論、対人個別援助技術、高齢者の疾病と対処及び主治医との連携、社会資源活用、人格の尊重及び権利擁護、ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理及びケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方に関する講義並びに対人個別援助技術に関する演習を必修科目として受講し、かつ、訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護・訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護・通所リハビリテーション、短期入所・介護保険施設、介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護、福祉用具・住宅改修、リハビリテーション、認知症高齢者・精神疾患に関する講義のうち三科目を選択科目として」を「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術、ケアマネジメントの実践における倫理、ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントにおける実践の振り返り返









4

イの区複

(1) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(2) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(3) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(4) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(5) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(6) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(7) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(8) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(9) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(10) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(1) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(2) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(3) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(4) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(5) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(6) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(7) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(8) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(9) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。

(10) 定め申請額に建築応じ、その次に掲げる申請に、(1)から(4)までを適用するものとする。







(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	イ	定	類	請	5
円超え るもの 十(認 五出 万する 二場 千合 円平 )準 八方 合メ 証二 明万 書ト 類五 千を	提(認 出する 五場 万合 二平 千円 )準 七方 合メ 証二 明万 書ト 類三 千を	の二一 もの五 一五 万平 千方 平メ 方メ 一ト ルを 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基一 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基一 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基二 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基三 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基四 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基五 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基六 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す	基七 準万 合六 証十 明一 書万 類二 千を 超え る場 合に あつ ては 十二 万す

三百 費一 性項 能の 向上 規定 に基 づく 計画 の変 更の 認定 を申 請す る	申請 する とき	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、</p> <p>（1）省令第19条第1号イ(2)及びロを提出する場合にあっては、</p> <p>（2）省令第19条第1号イ(1)に規定する事項に法に</p> <p>（3）省令第19条第1号イ(1)に規定する事項に法に</p> <p>（4）省令第19条第1号イ(1)に規定する事項に法に</p> <p>（5）省令第19条第1号イ(1)に規定する事項に法に</p> <p>（6）省令第19条第1号イ(1)に規定する事項に法に</p>
---	----------------	--





4

(1) 規定の区域に於て、分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(2) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(3) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(4) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(イ) 規定の区域に於て、分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(ロ) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(ハ) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(ニ) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(ヘ) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。

(ホ) 分譲住宅の建設を申請する場合は、次に掲げる事項を提出し、認められた後、建設の申請を行うこととする。



(2) (イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ニ)

(イ) 面積が、二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のものを、  
 (ロ) 面積が、五万平方メートル以上十万平方メートル未満のものを、  
 (ハ) 面積が、十万平方メートル以上二十万平方メートル未満のものを、  
 (ニ) 面積が、二十万平方メートル以上五十万平方メートル未満のものを、  
 (ホ) 面積が、五十万平方メートル以上一百万平方メートル未満のものを、  
 (ヘ) 面積が、一百万平方メートル以上二百万平方メートル未満のものを、  
 (ニ) 面積が、二百万平方メートル以上のものを、

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ニ)

(イ) 面積が、二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のものを、  
 (ロ) 面積が、五万平方メートル以上十万平方メートル未満のものを、  
 (ハ) 面積が、十万平方メートル以上二十万平方メートル未満のものを、  
 (ニ) 面積が、二十万平方メートル以上五十万平方メートル未満のものを、  
 (ホ) 面積が、五十万平方メートル以上一百万平方メートル未満のものを、  
 (ヘ) 面積が、一百万平方メートル以上二百万平方メートル未満のものを、  
 (ニ) 面積が、二百万平方メートル以上のものを、

























文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

文化財保護条例の一部を改正する条例

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表一の項二中「ヌまで」を「ヲまで」に、「トまで及びリ」を「リまで及びル」に改め、「現状変更等が一の市の区域」の下に「（法第十五条第一項に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を県教育委員会が定めている区域を除く。以下「特定区域」という。）」を加え、「同号チ」を「同号ヌ」に、「市の区域内に存する」を「特定区域内に存する」に、「同号ヌ」を「同号ヲ」に、「ヘ」を「チ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び仙塩広域都市計画事業仙台駅東第二土地区画整理事業の施行地区における不動産取得税」を削る。

第三十八条第一項第二号、第三十九条第一項第二号、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項並びに附則第十条の二第一項及び第二項中「及び保険業」を、「保険業及び貿易保険業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、次項及び

附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（知事の権限の委任に関する経過措置）

2 仙塩広域都市計画事業仙台駅東第二土地区画整理事業の施行地区における不動産取得税に係る改正後の宮城県条例（以下「新条例」という。）第二条第一項の規定は、平成二十七年九月十九日以後の不動産の取得に係る不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 新条例第三十八条第一項第二号、第三十九条第一項第二号、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項並びに附則第十条の二第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（行政機関設置条例の一部改正）

4 行政機関設置条例（昭和三十三年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を削る。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を次のように改める。

一 削除

第二条の表三の二の項中「いう。」の下に「、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号。以下この項において「政令」という。）を加え、同項イ中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の十二」に改め、同項ロ中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同項ハ中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同項ニ中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同項ホ中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同項ヘ中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十



五第三項」に改め、同項ト中「第七十二条の十八の九第三項及び第四項」を「第七十二条の四十三第三項及び第四項」に改め、同項チ中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同項ヌを削り、同項リ中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、「受理」の下に「(法第八十条において準用する場合を含む。)(農事組合法人に係るものに限る。)」を加え、同項リを同項ヌとし、同項チの次に次のように加える。

リ 法第七十三条第四項の規定による公告等

第二条の表三の二の項タ中「ヨ」を「レ」に改め、同項タを同項ソとし、同項ヨの次に次のように加える。

タ 政令第十四条第四項の規定による嘱託（農事組合法人に係るものに限る。）

レ 政令第二十六条第二項の規定による嘱託（農事組合法人に係るものに限る。）

第二条の表五の項中「及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、道路法その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供する国有財産」を削り、同表五の二の項中「河川法」の下に「（昭和三十九年法律第六十七号）」を加え、同表八の三の項及び十五の項中「河川法第百条第一項」を「又は河川法第百条第一項」に改め、「又は道路法、河川法その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供する国有財産」を削り、同表三十四の十の項中「各市町村」の下に「（仙台市を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第六条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十

三条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、及び第十七条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）

の規定に基づく事務並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第一条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則（大正六年農

商務省令第十五号）第十三条及び第十四条の規定に基づく事務については、改正前の事務処理の特

例に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同条の表の一の項の規定中「農業倉庫業法」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法

律第六十三号）附則第四十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法」と、「農業倉庫業法施行規則」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第一条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則」とする。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第五号を次のように改める。

五 削除

別表第二中第十八号を次のように改める。

十八 削除

別表第二中第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例

衛生試験手数料条例（昭和二十六年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

水質検査手数料条例

第一条に見出しとして「(手数料の徴収)」を付し、同条中「衛生上関係ある物品の試験」を「水質検査」に、「試験成績証明書等」を「検査結果書謄本」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 クリプトスポリジウム及びリアルジア検査 一件につき 五万三千三百円
- 二 検査結果書謄本の交付 一通につき 三百円

(手数料の減免)

第三条 知事は、特別の事情があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

第四条を削り、第五条に見出しとして「(手数料の納入方法)」を付し、同条を第四条に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に委託がなされた試験に係る手数料及び同日前に委託がなされた試験に係る試験成績証明書等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健所使用料等条例の一部改正)

3 保健所使用料等条例(昭和二十七年宮城県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例

地域環境保全特別基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び災害廃棄物(東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第二条に規定する災害廃棄物をいう。)の処理の促進」を削る。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部改正)

第一条 宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成十四年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第十五号」に、「一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者」を「発電事業者」に、「又は」を「同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者は、自ら」に改める。

(宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例の一部改正)

第二条 宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例(平成十三年宮城県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

(道路占用料等条例の一部改正)

第三条 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

県民の森等の設置及び管理に関する条例(平成元年宮城県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

別表第二中

を

講 森 義 林 学 学 習 習 室 室	一、九〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円
講 森 義 林 学 学 習 習 室 室	一、九〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円
体 木 一 号 号 展 示 展 示 館 室 等 館	一、五〇〇円	一、五〇〇円	三、〇〇〇円
ホ 多 二 号 目 展 示 目 展 示 的 的 館	一、七〇〇円	一、七〇〇円	三、四〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の県民の森等の設置及び管理に関する条例第十二条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

(食品衛生取締条例の一部改正)

第一条 食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び第四号」を削り、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第二条 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第三条 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。  
(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第五条 興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第六条 公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第七条 理容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第八条 美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第七号」を「第五号」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第十条 クリーニング業法施行条例(平成十四年宮城県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第十一条 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成二十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から五十の項まで」を「及び五十の項」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第十三条 毒物及び劇物取締法施行条例(平成二十二年宮城県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第十四条 覚せい剤取締法施行条例(平成二十二年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第十五条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成二十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から第三号まで」を「第二号」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(建築基準条例の一部改正)

第十六条 建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第十七条 公安委員会関係手数料条例(平成二十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生取締条例附則第五項の改正規定(「及び第四号」を削る部分に限る。)、第九条中動物の愛護及び管理に関する条例附則第六項の改正規定(「第七号」を「第五号」に改める部分に限る。)、第十二条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第二項の改正規定(「から五十の項まで」を「及び五十の項」に改める部分に限る。)、及び第十五条中麻薬及び向精神薬取締法施行条例附則第二項の改正規定(「から第三号まで」を「第二号」に改める部分に限る。)は、平成二十八年四月一日から施行する。

行する。

消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

消費生活条例の一部を改正する条例

消費生活条例(昭和五十一年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 生活関連商品に関する施策(第二十六条―第二十九条)」を「第五章の二 消費生活センター(第二十九条の二―第二十九条の六)」に改める。

商品に関する施策(第二十六条―第二十九条)

生活センター(第二十九条の二―第二十九条の六)

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 消費生活センター

(設置等)

第二十九条の二 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 知事は、センターを設置したときは、その名称、住所、次条各号に掲げる事務を行う日及び時間その他の必要な事項を公示する。当該事項を変更したときも、同様とする。

(事務)

第二十九条の三 センターにおいて、次に掲げる事務を行う。

一 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。

二 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。

三 消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者教育の推進に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な事務

(職員)

第二十九条の四 センターに、事務職員、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員その他の職員を置く。

(研修)

第二十九条の五 センターは、前条に規定する職員の資質の向上のために、研修の機会の確保に努め

るものとする。

(情報の安全管理)

第二十九条の六 センターは、第二十九条の三各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化基金条例(平成二十一年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成十八年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

第三十四条第二項中「日出時」を「午前六時」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、午後六時から午後八時前までの間に限り、十六歳未満の青少年の保護者が当該青少年を

当該営業所に同伴する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

保健所運営協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

保健所運営協議会条例を廃止する条例

保健所運営協議会条例(昭和二十八年宮城県条例第八十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表保健所運営協議会の委員の項を削る。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩



○宮城県条例第二十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(社会福祉施設条例及び精神保健福祉センター使用料等条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

一 社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)別表第三の六の項

二 精神保健福祉センター使用料等条例(平成十四年宮城県条例第八十五号)別表第二の六の項

(看護学生修学資金貸付条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

一 看護学生修学資金貸付条例(昭和三十八年宮城県条例第五号)第九条第一項第一号イ(9)

二 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十四号)第六条第四項

三 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十五号)第七条第二項

四 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十六号)第二十二条第二項

(介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部改正)

第三条 介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

地域医療再生臨時特例基金条例(平成二十二年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定療養通所介護(第五十四条―第五十八条)」を「第二節 削除」に改める。

第四十七条中「次節に規定する指定療養通所介護を除く。」を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定療養通所介護(第五十四条―第五十八条)」を「第二節 削除」に改める。

第四十七条中「次節に規定する指定療養通所介護を除く。」を削る。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第五十四条から第五十八条まで 削除

第七十九条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(手数料条例の一部改正)

2 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百七十五の項3中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第五十四条第一項」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条」に改める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び



に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第三十二号）附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に改め、「指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十條第一項」を加え、同条第三項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第四十九条第二項中「指定通所介護事業者等」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第四十九条第一項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

がん登録情報利用等審議会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

がん登録情報利用等審議会条例

（設置）

第一条 知事の諮問に応じ、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。）第二条第二項に規定するがん登録をいう。）等により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項を調査審議するため、宮城県がん登録情報利用等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第五条 審議会に、がん登録情報利用等審査部会（以下「部会」という。）を置き、法第十八条第二項、法第十九条第二項及び法第二十一条第十項の規定による意見の聴取に係る事項を調査審議する。

2 審議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調

査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、五人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。

6 所掌事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

宮城県がん登録情報利用等審議会の委員  
及び部会委員

出席一回につき 一、六〇〇円

六 級

東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例(平成二十三年宮城県条例第一百十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「を支援するため」を「の支援及び東日本大震災による影響を受けた児童等の養育の支援、心のケアその他健全な育成のための支援に資するため」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(指定通所介護事業所等に関する特例)」に改め、同条中「をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。」を加え、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改める。

第二十四条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に改め、同項第二号中「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十号第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）に改め、「第四十九条第一項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二号第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同項第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第二項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第四十三条第一項第一号中「通いサービス」の下に「第六十三条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第七十条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三十二号）第四号第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第六十三条第一項第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同項第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同項第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練

（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前項の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第七十条第一項第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同項第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同項第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前項の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第八十一条の二第二項の規定に基づき、国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、法第八十一条の二第二項各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に、処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第八十一条の二第一項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第六条第一項」とする。

(処分の特例)

3 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、法第八十一条の二第二項各号に掲げる事業のほか、県内の市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)の円滑な施行のために必要な資

金の交付に要する経費に充てる場合に、処分することができる。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十二年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

森林整備担い手対策基金条例(平成五年宮城県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

農林水産業担い手対策基金条例

第一条中「森林整備の担い手として林業労働に従事する者(以下「林業従事者」という。)」を「農林水産業の担い手」に、「森林整備担い手対策基金」を「農林水産業担い手対策基金」に改める。

第四条第一号中「林業従事者」を「農林水産業に従事する者(以下「農林水産業従事者」という。)」に改め、同条第二号及び第三号中「林業従事者」を「農林水産業従事者」に改め、同条第四号中「林業従事者」を「農林水産業の担い手」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 農林水産業経営を営む者及び団体の育成及び支援のための事業

附則

この条例は、公布の日から施行する。



国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

水産技術総合センター使用料条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

水産技術総合センター使用料条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、宮城県水産技術総合センター水産加工開発部水産加工公開実験棟（以下「公開実験棟」という。）の機器の使用及び宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場種苗生産施設（以下「種苗生産施設」という。）の使用に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第二条 公開実験棟の機器を使用する者からは、別表第一号の表に掲げる上限額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

2 種苗生産施設を使用する者からは、別表第二号の表に定める使用料を徴収する。  
（使用料の徴収方法）

第三条 使用料の徴収については、知事の定めるところによる。  
（使用料の減免）

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。  
附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条（宮城県水産技術総合センター

気仙沼水産試験場種苗生産施設に係る部分に限る。）、第二条第二項及び別表第二号の規定は、規則で定める日から施行する。

別表（第二条関係）

一 機器使用料

種 別	上 限 額
原魚加工関連機器	一時間につき 七五〇円
調味加工関連機器	一時間につき 九五〇円
包装関連機器	一時間につき 三〇〇円
燻製関連機器	一時間につき 三五〇円
粉碎関連機器	一時間につき 一〇〇円

備考 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。

二 施設使用料 一 区画一日につき 四〇〇円

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第二号の表県営巨理下茨田住宅駐車場の項の次に次のように加える。

県営七ヶ浜遠山住宅駐車場	宮城県七ヶ浜町
--------------	---------

別表第一第二号の表県営七ヶ浜松ヶ浜住宅駐車場の項中

宮城県七ヶ浜町

を

同

に改める。

別表第一 県営巨理下茨田住宅駐車場の項の次に次のように加える。

県営七ヶ浜遠山住宅駐車場

三、七〇〇円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。